6 医 安 第 5 0 3 号 令 和 6 年 6 月 2 6 日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長

令和6年度診療報酬改定に伴うヒト(自己)骨髄由来間葉系幹細胞の 最適使用推進ガイドラインに係る取扱いについて(通知)

令和6年5月31日付け医薬機審発0531第1号及び保医発0531第3号で厚生労働省医薬 局医療機器審査管理課長及び同省保険局医療課長から別添のとおり令和6年度診療 報酬改定に伴うヒト(自己)骨髄由来間葉系幹細胞の最適使用推進ガイドラインに係 る取扱いについて通知がありましたので御承知いただくとともに、貴会(組合)員へ の周知について御配慮ください。

担 当 生活衛生部医薬安全課

監視グループ

薬事グループ

生産グループ

電 話 052-954-6344 (ダイヤルイン)

052-954-6303 (ダイヤルイン)

052-954-6304 (ダイヤルイン)

ファックス 052-953-7149



医薬機審発 0531 第 1 号 保 医 発 0531 第 3 号 令 和 6 年 5 月 31 日

各 (都 道 府 県 ) 保健所設置市 衛生主管部(局)長 殿 特 別 区

> 厚生労働省医薬局医療機器審査管理課長 厚 生 労 働 省 保 険 局 医 療 課 長 ( 公 印 省 略 )

令和6年度診療報酬改定に伴うヒト(自己)骨髄由来間葉系幹細胞 の最適使用推進ガイドラインに係る取扱いについて

経済財政運営と改革の基本方針 2016 (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定) において、革新的医薬品等の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、革新的再生医療等製品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作成しています。

今般、令和6年度診療報酬改定において、一般病棟入院基本料に係る従前の「ADL維持向上等体制加算」(以下、「旧加算」という。)が廃止され、「リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算」として新設されることとなりましたが、ヒト(自己)骨髄由来間葉系幹細胞(販売名:ステミラック注)の最適使用推進ガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)については、旧加算が廃止された以降も、当該ガイドライン中の旧加算の施設基準を引用している部分を改訂するまでの間は、それまでに旧加算の施設基準に係る届出を行っていた実績があることをもって当該施設要件を満たすと判断することといたしますので、貴管内の医療機関及び薬局に対する周知をお願いします。

また、本通知の写しについて、別記の関係団体及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構宛てに発出するので、念のため申し添えます。

なお、当該ガイドラインの改訂については、別途通知いたします。



## (別記)

公益社団法人 日本医師会

日本医学会

一般社団法人 日本再生医療学会

公益社団法人 日本薬剤師会

一般社団法人 日本病院薬剤師会

公益社団法人 日本整形外科学会

- 一般社団法人 日本脳神経外科学会
- 一般社団法人 日本造血細胞移植学会
- 一般社団法人 日本輸血·細胞治療学会
- 一般社団法人 日本小児血液・がん学会
- 一般社団法人 日本骨髄間葉系幹細胞治療学会

公益社団法人 日本リハビリテーション医学会

公益社団法人 日本臨床腫瘍学会

- 一般社団法人 日本臨床内科医会
- 一般社団法人 日本骨髄腫学会